

育児休業給付の充実

雇用保険法の改正により、育児休業給付（休業開始前賃金の 50%を支給）について、1歳未満を養育する場合の休業開始後 6 か月につき、休業開始前の賃金に対する給付割合 67%（休業開始前賃金の 2/3）に引き上げられます。

（施行日：平成 26 年 4 月 1 日）